

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第 7 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和 8 年 7 月 2 4 日（金）	開 会	午後 2 時 30 分	
			閉 会	午後 3 時 10 分	
開 催 場 所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：1 9 人 ）			
		1	川鍋 浩之	1 0	岡田 實
		2	飯島 優子	1 1	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	1 2	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	1 3	池上 茂
		5	中山 雅博	1 4	森本 恒平
		6	岡本 勉	1 5	森住 武雄
		7	石山 法男	1 6	萩原 勝
		8	石川 勝也	1 7	伊藤 弘子
		9	水口 健二	1 8	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
	事務局	（ 出席人数：5 人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 田口 俊彦	
		農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 西 真輝	
農地振興担当 主任 金子 昌行					
議事参与	（ 出席人数：2 人 ）				
	農業振興課長 松本 正彦		開発調整課長 村田 彰		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程 1 議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」：公開 日程 2 議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」：公開 日程 3 議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」：公開			
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：			

配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	中山 雅博
	6	岡本 勉
	7	石山 法男

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から2026年第7回総会を開会いたします。 在任委員19名中、本日の出席委員は19名により春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、松本正彦課長、都市整備部開発調整課、村田彰課長が出席しております。
議長	次に運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日、開催されました運営委員会における議事内容につきまして、ご報告申し上げます。
	最初に、1の議題についてご報告いたします。
	議題の(1)農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しに関する緊急簡易アンケート調査への協力についてでございます。
	本件につきましては、今後の制度見直しに向けた重要な調査となります。運営委員会において、回答内容について協議を行いました。
	続きまして、議題の(2)違反転用者への勧告書の発出についてでございます。本件につきましては、農地法に基づく勧告書を発出されたことについて、今後の対応につきましては、県と連携し厳正に対処することについて協議を行いました。
	次に、2のその他についてご報告いたします。
	(1) S-GAP報告会について、報告会次第に沿って、本日の進行内容について確認を行いました。
	(2) 情報交換会について、情報交換会次第に沿って、当日の進行や実施内容について説明を受け、確認を行いました。
	(3) 農委だよりについて、かねてより作成を進めておりました農委だより第43号が完成いたしました。本日、委員の皆様のお手元に配布いたしますので、後ほどご高覧いただければと存じます。
	最後に、3の意見交換におきましては、農地の賃借料の地域平均相場とする実勢賃借料、米価や農産物の取引価格の動向やカメムシの発生状況と傾向などを中心に委員間で活発な意見交換が行われました。
	運営委員会からの報告は以上となります。
議長	ありがとうございました。
	次に、都市計画審議会および都市再生協議会について、議席番号4番山崎勇喜委員より報告がございます。
委員	6月29日月曜日、午後1時からコミュニティ棟1階ひだまりホールに

において第５２回春日部市都市計画審議会に出席しましたので報告いたします。会議の内容でございますが、審議事項が２件ございました。内容は春日部都市計画生産緑地地区の変更（春日部市決定）についてと春日部市都市計画マスタープラン及び春日部市立地適正化計画の改定でございます。今回の生産緑地地区の変更による総括的な数値は、変更前の生産緑地地区は、地区指定数１３１地区、指定面積合計２３．６７ヘクタールでございますが、主たる農業従事者の死亡に伴う買取り申出があり、市や農業委員会等で買取りができず、行為の制限が解除されたため、変更後の生産緑地地区は、地区指定数１２９地区、指定面積合計２２．１４ヘクタールとなる予定でございます。

次に、同日、１５時２０分、同じ会場において、令和８年度第１回春日部都市再生協議会に出席しましたので報告いたします。

会議の内容でございますが、報告事項が１件ございました。

内容は「春日部市都市計画マスタープラン及び春日部市立地適正化計画の改定」でございます。現在、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定支援業務が進行中です。令和１０年（２０２８年）３月までに改定作業が完了する予定となっています。報告は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

本日の議題は

日程１ 議案第１号農地法第３条（委員会）

１議案１件

日程２ 議案第２号農地法第４条（知事）

１議案１件

日程３ 議案第３号農地法第５条（知事）

１議案５件

合計３議案となります。

議長

次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号５番中山雅博委員、６番岡本勉委員、７番石山法男 委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

それでは議事にはいります。

日程１、議案第１号農地法第３条（委員会）を議題といたします。申請番号４０について事務局より説明を求めます。

事務局	議案書 1 頁をご覧ください。 議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。 申請番号 4 0 番、所有権移転、所在 下柳字天神前、地番 1921-1、地目 畑、面積 651 m²外 2 筆、合計 1997 m²、以下記載のとおり。 申請理由は、経営農地の確保です。 本件は、令和 8 年 6 月 4 日付けで、埼玉県知事より許可となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居及び所有農地が含まれており、事業の進行に伴って住居を移転するため、移転先に隣接する申請地の取得を希望したものです。 案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では、1 年目にささげと露地野菜を、2 年目以降は水稻と露地野菜を作付ける計画です。 次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。 また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 以上でございます。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号 4 0 番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 3 地区推進委員の石井茂です。申請番号 4 0 番について報告いたします。令和 8 年 7 月 1 0 日に、水口、岡田農業委員、横川推進委員及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、雑草は生えていましたが、近隣農地へ迷惑をかける程ではなく、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると判断しました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長 委員	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 9 番水口健二委員より、申請番号 4 0 番の事前審査の報告を求めます。 議席番号 9 番水口健二です。申請番号 4 0 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地について

	担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 採決にはいります。申請番号40番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。 よって、議案第1号農地法第3条(委員会)申請番号40番を事前審査委員の報告のとおり、許可と決定しました。
議長	次に、日程2議案第2号農地法第4条(知事)を議題といたします。申請番号5番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号農地法第4条(知事)について、許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。申請番号5番、所在東中野字吉岡、地番1182-5、地目畑、面積255㎡、以下記載のとおり。申請理由は駐車場の設置です。申請人は、申請地の隣地に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー発電事業を営んでおります。太陽光発電設備の用地すべてに太陽光パネルが設置してあるため、保守点検用車両や作業用スペースがなく、近隣道路に駐車して、点検整備や除草作業を行っていたため、近隣住民に迷惑をかけていたことから、転用申請したものです。駐車場にはトラック2台を駐車する計画です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として短管パイプとクロを設置します。雨水は、砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。

議長	次に、申請番号５番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員関根守です。申請番号５番について報告いたします。令和８年７月１０日に、萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員、及び私の４名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。 その結果、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号９番水口健二委員より、申請番号５番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号９番水口健二です。申請番号５番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われま す。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により「許可相当」とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号４番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号農地法第４条（知事）申請番号４番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程３議案第３号農地法第５条（知事）を議題といたします。 申請番号３６番から４０番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書３頁をご覧ください。議案第３号農地法第５条（知事）につい

て、許可申請が5件ありましたので、審議を求めます。はじめに、申請番号36番、所有権移転。所在 樋籠字柳原、地番 631-3、地目畑、面積 198 m²、以下記載のとおり。申請者は障がい者福祉施設を運営する NP0 法人で、転用計画は、駐車場の設置です。現在、施設の近隣の駐車場を借りて駐車していますが、駐車場の土地所有者から返還を求められたことから、駐車場の設置を計画したものです。駐車場には、送迎車及び職員通勤用の6台分を設置する予定です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。現在、申請農地を借りている者のビニールハウスが設置されており、代理人へ、農地を借りている者から同意を得た旨の書類の提出を求めているところです。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号37番、所有権移転。所在上柳字堀之内東、地番 130-7、地目田、面積 311 m²外1筆、合計 329 m²、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号38番、賃貸借権設定。所在永沼字中道、地番 532-2、地目畑、面積 300 m²、以下記載のとおり。

申請法人は管工事及び土木工事を営んでおり、転用計画は、資材置場の設置です。申請法人は主に、春日部市内の元請会社より業務を受注していますが、春日部市内に資材置き場を有しておらず、現場数の多い春日部市内に資材置場の設置を計画したものです。計画地内には、ガス配管材、山留資材、重機置場を設置することです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被

害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地とを考えます。

次に、申請番号39番、所有権移転。所在西宝珠花字陣屋、地番 301-1、地目畑、面積295㎡外1筆、合計354㎡以下記載のとおり。転用計画は、宅地分譲です。申請農地の外、隣接する非農地476.64㎡と併せて計画しています。春日部市開発事業の方法及び基準に関する条例で定める「市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為」で「西宝珠花地域区画整理地内」に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。

生活排水は、下水本管に放流する計画です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号40番、使用貸借権設定。所在上吉妻字砂島、地番101、地目田、面積989㎡外1筆、合計1983㎡のうち1070㎡、以下記載のとおり。

転用計画は、農地改良工事で、農業法人が借り入れて畑として利用するため、盛り土を行う計画です。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。

案内図は13頁、詳細図は14頁から16頁となります。

スクリーンをご覧ください。申請地となります。

農地改良後は、1年目は土造り、2年目はブロッコリーを、3年目は小松菜を作付ける計画です。工事期間は許可日から3か月間です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、農振農用地です。以上でございます。

議長

次に申請番号40番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。

推進委員	第4地区推進委員横井三夫です。 申請番号40番について報告いたします。 令和8年7月13日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び耕作地の現地調査等を実施しました。 はじめに、申請地、上吉妻101外1筆の農地は、一部に雑草の繁茂が見られました。 次に、隣接する上吉妻103-1外3筆の農地は、雑草が繁茂していました。 次に、上吉妻517-1外1筆の農地につきましても、雑草の繁茂が見られました。 次に下吉妻264外1筆の農地につきましても、雑草の繁茂が見られました。 次に立野562外2筆の農地につきましても、一部は機械による除草が行われていましたが雑草が繁茂が見られました。 最後に、芦橋219-1外17筆の農地については、草が茶色く枯れており、肥料の袋が積まれていました。 以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、問題ありと意見を述べ、報告いたします。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より申請番号36番から38番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号10番岡田實です。 はじめに、申請番号36番について事前審査の報告をします。 日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。 事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。 しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、申請農地を借りている者のビニールハウスが設置されており、事務局が代理人へ、農地を借りている者から同意を得た旨の書類の提出を求めていると報告を受けています。 このように、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意が得られないことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。 次に、申請番号37番及び38番について事前審査の報告をします。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農

	地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。 以上でございます。
議長	次に、議席番号１１番新井久義委員より、申請番号３９番から４０番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１１番 新井 久義です。 はじめに、申請番号３９番について事前審査の報告をします。 日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地の一部にコンクリートが敷かれており、不適切な状態であることを確認しました。 このようなことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていなかったため、事前審査委員４人の合議により不許可相当とすることと決しました。 次に、申請番号４０番について事前審査の報告をします。 申請地及び耕作地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び耕作地に雑草が繁茂しており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題あり、と報告を受けました。 事前審査における現地調査を実施したところ、担当地区推進委員の報告のとおり、申請地及び耕作地に雑草が繁茂していることを確認しました。 このように、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていなかったため、事前審査委員４人の合議により不許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 おはかりいたします。 申請番号３６番および３９番、４０番について、事前審査委員より不許可相当とする報告がありました。 よって、はじめに、申請番号３６番および３９番、４０番、次に申請番号３７番と３８番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声)

議長	異議なしと認めます。採決にはいります。 申請番号３６番および３９番、４０番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当」とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第３号農地法第５条（知事）申請番号３６番および３９番、４０番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号３７番と３８番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第３号農地法第５条（知事）申請番号３７番と３８番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に 日程４ 報告第１号農地法第４条（届出） 日程５ 報告第２号農地法第５条（届出） 日程６ 報告第３号農地法第１８条（通知） 日程７ 報告第４号非農地判断 日程８ 報告第５号違反転用事案報告について につきましては、議案書の５頁から１４頁にお示しのとおりです。 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。 次に、その他でございますが、何かありますか。 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、２０２６年第７回総会を閉会いたします。 閉会（午後３時１１分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 5 番 _____

農業委員 6 番 _____

農業委員 7 番 _____